

羅針盤

2021年1月、2月号

謹賀新年



横手城かまくら

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

さて、新年早々新型コロナの影響で首都圏限定とはいえ、再度の緊急事態宣言が発令されました。先日、ワクチンの承認申請がされたとの報道があったばかりですが、人々のウイルスに対する警戒心が緩んだ結果でしょうか。またしばらくは経済活動の自粛が求められ、収束時期は不明です。こんな状態では、オリンピック・パラリンピックの開催も予定通りに進むのか予測できません。

一方、アメリカではトランプ大統領の支持者が連邦議会議事堂に乱入し、一時、議場を占拠するという前代未聞の事態が、現職大統領の扇動によ

り発生しました。民主主義の大国アメリカの復活が見通せません。

景気の指標となる日経平均株価は、企業業績は不振にもかかわらず、バブル期以来の高値を付けて3万円を目指すという見方がある反面、暴落の不安も消せません。

世の中のあらゆる現象が自然現象であれ、人為的現象であれ、過去の経験則では測れない本当に予測困難な時代になったということでしょうか。

周りは困難なことばかりでも、あの稲盛和夫さんが「もう駄目だと思ったときに、仕事の始まり」と励まされています。途方に暮れている場合にはありません。

知っておきたい税知識

テーマ 「GoTo・マイナポイントは 一時所得にご注意を！」

POINT



新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等にはさまざまな種類があります。その中でも所得税の課税対象となるものがあり、場合によっては確定申告が必要になる可能性もあります。確定申告を目前に控えたこの時期に、しっかり把握しておきましょう！

* 所得税課税対象の給付金等って？

個人の所得税を計算する際に、下記の10種類の中でどの所得に該当するのかをまず判断します。

- ①事業所得 ②給与所得 ③不動産所得
- ④配当所得 ⑤利子所得 ⑥雑所得
- ⑦譲渡所得 ⑧一時所得 ⑨山林所得
- ⑩退職所得

代表的な課税対象の給付金等と所得の種類は下記のとおりとなります。

① 事業所得等

事業に関連して支給される助成金

- ・持続化給付金（事業所得者向け）
- ・家賃支援給付金
- ・雇用調整助成金 など

② 一時所得

事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

- ・持続化給付金（給与所得者向け）
- ・GoTo キャンペーン事業における給付金
- ・マイナポイント
- ・地域振興券
- ・すまい給付金 など



③ 雑所得

上記①、②に該当しない助成金

- ・持続化給付金（雑所得者向け） など

* 非課税の給付金等って？

所得税が非課税になる代表的な給付金等は下記のとおりとなります。

- ・特別定額給付金
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金
 - ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
 - ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 など
- ※非課税のものは、確定申告不要です。

* 一時所得には注意が必要！

一時所得の金額は、次のように算式します。

$$\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} \\ - \text{特別控除額（最高 50 万円）} = \text{一時所得の金額}$$

最大 50 万円を控除することができるため、その年中に一時所得となる金額の合計が 50 万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得の代表的なものは、保険金の満期・解約返戻金として受け取った一時金や競馬・競輪の払戻金、ふるさと納税の返礼品等があり、それに加えて GoTo キャンペーンやマイナポイント等もあると注意が必要です。

★例えば、下記のような一時所得があった場合…

1. 競馬・競輪の配当金が 40 万円
2. ふるさと納税の返礼品が 5 万円
※寄付金額ではなく、返礼品の価格
3. GoTo トラベルの給付金が 10 万円
※1泊 4 万円以上の旅行を 5 泊した場合、
旅行代金の 1/2 かつ最大 2 万円の給付金
合計が 50 万円を超えるため、確定申告が必要となります。

※一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が 20 万円以下である場合には、確定申告は不要とされています。

国や地方公共団体から支給される助成金等は、受給後もしっかり見直して、確定申告が必要なのかをご検討をお願いします！



資産の運用・活用

～ 家族信託の活用～

こんな時だからできること・・・

新型コロナウイルス禍が長期化する中、認知症の人やその家族への影響が広がっています。感染症対策としての介護施設の面会制限や外出自粛などが原因で、活力低下がみられる認知症の人もおり、面会できない家族には「顔を忘れられてしまう！」と不安の声も出ています。コロナ禍で会話や運動などによる刺激が減り、ますます症状が進行する可能性があります。そこで次にあてはまる方は、家族信託の活用を検討してみてはいかがでしょうか？

先祖代々の財産を守って
いきたい

認知症による銀行口座等の凍結を防ぎたい

相続で家族が揉めるのを防ぎたい

障がいのある子どもの生活を守りたい

兄弟姉妹で不動産を共有している

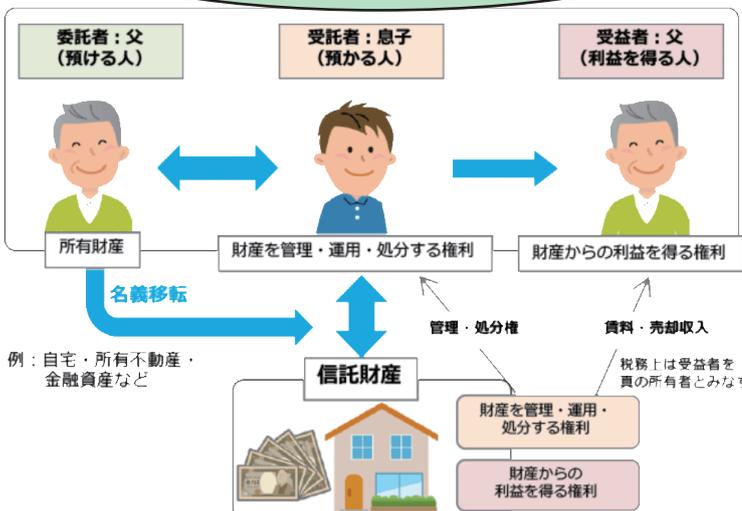
施設へ入所している親の自宅が空き家になっている

自分と血の繋がった孫への資産承継

高齢になり収益物件の管理がしんどくなってきた

家族信託とは・・・

自身の財産を信頼できる家族などに託し、管理してもらう制度だよ



①まずは家族や関係者と話し合おう！



- ・家族信託を実施する目的は何か。
- ・今後の財産管理をどのように家族に任せていくのか。
- ・どの財産を信託するのか。
- ・誰を委託者、受託者とするのか。

②家族信託契約公正証書を作ろう！



委託者・受託者が公正役場に行き、印鑑を押す必要がある



③信託用口座を作ったり、不動産をはじめ、すべての名義変更をしよう！



保険等の契約者変更

税金・生活費等の引落口座変更

資料振込口座の変更

株主名簿の書き換え

④管理する財産の「信託の計算書」を毎年1月31日までに税務署へ提出するよ！



事例1：認知症による財産凍結を防ぐ

認知症になり判断能力が失われるとあらゆる契約行為ができなくなります。契約行為とは売買や贈与賃貸借契約、遺言などの行為のことです。そのため定期預金の解約や収益不動産の賃貸借契約、修繕、自宅の売却などができなくなり、財産が凍結してしまうのです。認知症になる前に、あらかじめ財産を子どもなどの信頼のおける人に管理を委託することで、万が一認知症になったとしても、財産の受託者の権限で預けられた財産を預け人のために利用することが可能になります。

事例2：先祖代々の財産を守る

遺言では財産の承継先の指定は一代のみですが、家族信託を利用した場合には2代先、3代先へと指定することができます。特に、先祖代々引き継いできたような土地や家屋がある場合には、子供のいない嫁の家系に財産の流出を防ぐことが可能です。

● 今月・来月の税務

1 月

源泉所得税の納付はお済ですか？
令和2年7～12月分の源泉所得税（納期特例）の納付期限は **1月20日（水）** です。忘れずをお願いいたします。

- * 2/1 期限（1/31 が休日のため）
 - ・固定資産税の償却資産の申告
 - ・個人の道府県民税、市町村民税（第4期分）
 - ・支払調書（同合計表）の提出
 - ・源泉徴収票の交付
 - ・給与支払報告書の提出



2 月

- * 3/1 納付期限（2/28 が休日のため）
 - ・固定資産税都市計画税の納付（第4期分）



あとかき

新年あけましておめでとうございます。自粛生活が続きますが皆さまお変わりありませんでしょうか？一日も早いコロナ収束と今年も皆さまにとって良い一年になりますようお祈り申し上げます。

事務所日より「羅針盤」もNo.111を迎えました。長年、事務所を支えてきた神谷よりあとかきを借りてご報告申し上げます。



新年のご挨拶の場をお借りし、私事で恐縮ですが、令和2年12月25日をもちまして、定年退職致しました。

入所当初は大手町の貸ビルの3階に事務所がありました。その後現在の事務所に引っ越し、新たな従業員も迎え、法人成し、と、従業員第1号として事



● お知らせ



確定申告に用意する書類

確定申告の時期が近づいてまいりました。令和2年分の決算・申告に向けて、下記の資料等を早めにご用意ください。

決 算

- ★ 令和2年12月31日現在の棚卸金額
- ★ 令和2年12月31日現在の売掛金、買掛金、未収金、未払金の金額及び内容
- ★ 事業用現金及び預金の残高 など

申 告

- ★ 給与・年金・配当等の源泉徴収票
- ★ 国民健康保険・国民年金・介護保険の支払証明書
- ★ 生命保険・地震（損害）保険の支払証明書
- ★ 寄附先から受け取った寄附金受領証明書（領収書）※ふるさと納税を行った方は必ずご用意を
- ★ 医療費の領収書等（セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組を証する書類）
- ★ 満期保険金等の受取明細書 など

務所の進展に携わってまいりましたので、思い返すと長いようであつという間だった気がいたします。皆様のご支援とご厚情によりまして20年間充実した日々を過ごすことができましたことを深く感謝いたしております。

定年退職という人生の転機を迎え今後とも実りあるものになりたいと願っております。これからも変わらぬご厚誼を賜りますようよろしく願い申し上げます。

皆様のさらなるご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。ありがとうございました。

神谷敦子



発行 刈谷市高須町長4番地1
カーサヨサミ1F

Tel 0566-25-0936

Fax 0566-25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合